

# 大田区立洗足池小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どこの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条規定、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和3年条例第18号。以下「条例」という。）第11条の規定、「いじめ防止のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学省大臣決定）及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年 東京都・東京都教育委員会決定）「大田区いじめ基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立洗足池小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

## 第1 洗足池小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関連機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応等、いじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するために基本方針を定める。

## 第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

## 第3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

## 第4 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関連機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

### 1 いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促す。

## 2 いじめを受けた児童を守る

学校はいじめを受けた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた児童が安心して学校生活等が送ることができるようにするため、学校、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめを受けた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

## 3 児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも「言ったら自分もいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

## 4 学校が一丸となって取り組む

学校はいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

## 5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関連機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめの問題解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、保護する児童がいじめを行うことがないように、家庭での話し合い等を通して、当該児童に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該児童をいじめから保護する必要がある。また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 第5 学校における取組

### 1 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学校経営専任主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する「いじめ・不登校防止対策委員会」を設置し、月1回実施し、こまめに児童の様子を情報共有する。必要があればこの限りではない。また、その際には学年主任、担任、専科教員等も必要に応じて委員会に加わる。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、学校に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### 2 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

#### (1) 未然防止

- ・道徳の教材やいじめ防止教育プログラムのいじめ防止のための「学習プログラム」を活用した授

業を各学級年3回以上行い、「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。

- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実等を推進し、いじめを行わない態度を養う。
- ・4, 5月に企画委員会が主体となり、児童が「洗小ニコニコ平和宣言」を作成する等いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・いじめ防止教育プログラムの「教員研修プログラム」等を活用した校内研修を年3回実施する。
- ・いじめに関するOJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上させる。
- ・セーフティ教室や生活指導朝会等を通してインターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・個人面談や教育相談で児童の情報共有をしたり、様々な機会を通じて「洗足池小学校いじめ防止基本方針」の内容を伝えたりして、家庭との連携協力を強化する。

## (2) 早期発見

- ・自分の身の回りでいじめやいじめの兆候が見られた場合、身近な大人に相談・報告することが安心して過ごせる学級作りにつながることを授業や学級指導を通して児童に伝え、相談しやすい環境作りに努める。
- ・対話や観察を通して児童の発するいじめに関するサイン等を発見し、軽微ないじめも見逃さないという意識をもち、いじめ見逃しゼロに努める。
- ・6月11月2月に行ういじめに関するアンケート(学校生活アンケート)、年2回行うQUアンケート等で実態把握をするとともに、結果に応じて個人面談を行い児童がいじめについて訴えやすい学校体制を整備する。
- ・いじめに関するアンケートで1つでも気になる回答があった場合は、必ず担任が聞き取る。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめ、不登校に関する情報を金曜日の生活指導連絡会等で共有化する。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努め、情報があったら速やかに事実確認を行う。

## (3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ・不登校防止対策委員会」に報告し、組織的に対応方針を決定すると共に、全教職員で情報共有しいじめの解消に向けた対応を行う。
- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童に対して、教員同士の情報共有や積極的な声かけを行うとともに、保護者と緊密に連携して安全を確保する。
- ・いじめを受けた児童の状況を複数の教員できめ細かく把握し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめをした児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、「いじめ・不登校防止対策委員会」が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- ・認知しいじめ案件が解消しているのかを確認するため、認知から3か月後に被害児童の聞き取りを行い、生活指導主任に報告をする。
- ・いじめの状況を把握した上で、いじめを見ていた児童に対していじめは法律で禁止されている行

為であること、見て見ぬふりをするはいじめに加担することを指導し、行動の改善を促す。

- ・いじめを解決するために、保護者への支援・助言を行う。
- ・関係機関や専門家と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

#### (4) 重大事態の対処

- ・全職員で、法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と解釈の内容を確認する。
- ・重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会を通じて区長へ、事態発生について報告する。
- ・学校は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか教育委員会の判断を仰ぎ、調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童の安全を確保する。
- ・いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携により対処を行う。
- ・重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態の調査結果について教育委員会及び区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

#### (5) 再発防止

- ・いじめを受けた児童及び、いじめた児童については、その状況が改善したと見受けられても引き続き様子を注意深く観察する。
- ・いじめ案件の事態の収束、もしくは皆無になったことを「いじめ防止対策委員会」において確認してから3か月当該児童等の様子を観察する。
- ・収束より3か月の様子を観察・記録し、再度、被害側児童に聞き取りをし、いじめが継続していないことが確認できた場合に今回のいじめに関する案件は解決とみなすことを「いじめ防止対策委員会」において決定する。生活指導主任が提出する報告書で区教育委員会に報告する。

#### (6) いじめ防止研修 年間計画

いじめ防止教育プログラムの「教員研修プログラム」等を活用した**校内研修を年3回実施**する。

##### 第1回（4月）「いじめ防止基本方針の理解」「いじめの定義について理解」

- ・洗足池小学校のいじめ防止基本方針の内容、いじめ防止対策推進法を理解する。
- ・いじめの定義について理解する。いじめ防止教育ビデオ等を活用する。

##### 第2回（8月）「いじめの未然防止と対応」

- ・いじめ防止に向けた学校の取り組みの5つのうち、未然防止に向けた取組を振り返る。
- ・いじめ防止のための「学習プログラム」を活用した授業の計画や実施状況を共有し意見交流をする。

##### 第3回（1月）「SNS・ネット問題に関する理解と対応」

- ・具体的な事例からいじめの主な原因や内容を理解する。
- ・洗小SNSルールの内容を理解し、東京SNSを活用した授業、活動について理解する。
- ・いじめ防止のための「学習プログラム」を活用した年3回の授業のふり返しをする。